

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監5の第3号

監 査 の 対 象：令和4年度監査委員監査 市設建築物（一般施設）の個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルに係る事務

所 管 所 属：健康局

通知を受けた日：令和5年3月20日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	法定点検等の責任分担の明確化について改善を求めたもの 監査対象施設の法定点検等の実施状況を確認したところ、健康局所管の住吉診療所の市有財産定期建物賃貸借契約書において、貸付実施要領に記載されていた賃借人が法定点検等を実施するという記載はなかった。 【指摘事項】 健康局は、所管する施設の維持管理を確実に実施するため、今後の市有財産の貸付契約の締結に当たっては、法定点検等に係る本市と契約の相手方の責任分担を明確化する観点から、契約書に法定点検等に係る責任分担を明記するためのルール作りを速やかに行うこと。	当局所管財産の貸付について、法定点検等に係る責任分担を契約書に明記することをルール化し、令和4年11月21日付けで局内に周知した。	措置済	令和4年11月21日